

○総務省告示第十八号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項第三号の基幹統計として次のように指定したので、同法第七条第二項の規定に基づき公示する。

令和六年一月二十五日

総務大臣 松本 剛明

- 一 名称 サービス産業動態統計
- 二 作成目的 サービス産業の事業活動の動態を明らかにすることを目的とする。
- 三 作成者 総務大臣
- 四 作成方法 専ら統計調査の方法により作成する。

附 則

この指定は、公示の日から効力を生ずる。